

(様式第 6 - 3 号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

川場村

1 促進計画の区域

別紙 川場村促進計画区域図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 川場全域

(1) 現況

本村は、群馬県利根郡地域の中心沼田市より北へ約 10 km に位置し、武尊山を背景に南面に開け、盆地状を呈している。村の総面積は 85.25K m² で、総面積の 83% は山林が占め、耕地はわずか 7% にとどまる中山間地域である。

本村は、「農業プラス観光」を村づくりの基本方針として昭和 50 年より推進しており、昭和 56 年には東京都世田谷区との都市交流事業が始まり、現在は交流活動の礎ともなっている景観保全には全力を傾注している。農業が健全に営まれることこそ田園風景の保全に繋がることから、本村では農産物のブランド化や 6 次産業を推進しているが、従来から引き継がれてきた農村の自然環境や景観などの農業資源を守るためには、農業者だけでなく、地域住民等が幅広く参画した地域共同活動を普及することが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事業を推進し、地域による農業の生産活動を推進することにより、農村のもつ豊かな自然環境や景観形成に大きな役割を果たすため、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	門前地域	法第3条第3項第1号、2号に掲げる事業
②	谷地地域	法第3条第3項第1号、2号に掲げる事業
③	川場湯原地域	法第3条第3項第1号、2号に掲げる事業
④	中野地域	法第3条第3項第1号、2号に掲げる事業
⑤	萩室地域	法第3条第3項第1号、2号に掲げる事業
⑥	立岩地域	法第3条第3項第1号、2号に掲げる事業
⑦	生品地域	法第3条第3項第1号、2号に掲げる事業
⑧	天神地域	法第3条第3項第1号、2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業については、県の基本方針に定める推進組織へ参画し実施していくものとする。また、法3条第3項第2号、第3号に掲げる事業についても、関係者間で情報共有し効果的な推進ができるように、推進組織を活用できるものとする。

法第3条第3項第2号事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

（1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

また、緩傾斜農用地については、多面的機能の確保や高齢化による耕作放棄地の増加を防止する観点から広く制度の実施を図ることを踏まえて対象とする。

ア 対象地域

特定農山村法（平成5年法律第15号）及び山村振興法（昭和40年法律第72号）の指定を受けている川場村全体

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（ウ）積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

（エ）川場村長の判断によるもの

 a 緩傾斜農用地について

 田は1/100以上1/20未満、畑や草地及び採草牧草地は8度以上15度未満の緩傾斜農用地

（2）その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

（ア）既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

（イ）既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置付けた場合には、令和6年度までに既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

 なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする（「林地化」については以下同じ。）。

（ウ）集落協定又は個別協定に位置付けない既耕作放棄地（協定農用地の生産活動に影響があると協定

申請者が判断したもの) についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ令和6年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、令和6年度まで交付金の交付の対象とする。

ウ 自然災害を受けている農用地については、令和6年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を川場村長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付ける事により、引き続き交付金の交付対象とすることが出来る。

エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならぬ。

(2) 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手若しくは群馬県農業公社等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、令和3年度以降に締結することも可能とする。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画について工程表の作成等を行うこととする。

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項（中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のアの単価（以下「通常単価」という。）を交付する協定にあっては必須事項であり、(3)「集落マスタープラン」の内容と整合をとること。）

ア 集落戦略の作成

6～10年後の協定農用地一筆地ごと及び集落全体の将来像について、協定参加者で話し合いを重ね、将来的に維持すべき農用地を明確化し、その農用地をどのような手法で守っていくかについて合意形成を図り、それら農用地の維持に向けた担い手の確保等の取組を推進することとする。

①農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置

②既耕作放棄地の復旧又は林地化を実施する範囲

③農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲

④その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

(5) 加算措置適用のために取り組むべき事項

ア 棚田地域振興活動加算については、次の(ア)から(ウ)までのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う活動とし、取組期間に応じて最長令和6年度までの交付とする。

(ア) 棚田等の保全

棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの土壌流出防止対策の実施等

(イ) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の継承等

(ウ) 棚田を核とした棚田地域の振興

棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚田を観光資源とした地域振興、棚田米を活用した6次産業化の推進等

イ 超急傾斜農地保全管理加算については、次の(ア)から(イ)までのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う活動とし、取組期間に応じて最長令和6年度までの交付とする。

(ア) 超急傾斜農地の保全

石積み等法面の補修、耕作道やほ場進入路等の農作業安全対策の実施、団地外への棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの土壌流出防止対策の実施等

(イ) 超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等

農産物のブランド化や戦略的な販売に向けた取組等

ウ 集落協定広域化加算については、平成27年度から令和元年度の間までに認定された協定の対象農用地において、他の集落の協定農用地を新たに含めて令和2年度以降に協定を締結する場合を含み、地域の実情に応じて、外部人材の確保、地域づくりなどの団体の設立、生産効率の向上を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とし、加算は、当該協定に基づく活動において、主導的な役割を担う人材の確保のみを行う場合は、単年度限りとし、広域化により実現する農業生産活動等の継続のための取組を行う場合は、取組期間に応じて最長令和6年度までの交付とする。

エ 集落機能強化加算については、地域の実情に応じて、外部人材の確保、移住促進、地域づくりなどの団体の設立、集落機能を強化するために行う集落内外の組織との連携体制の構築等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とし、取組期間に応じて最長令和6年度まで交付する。

オ 生産性向上加算

地域の実情に応じて、生産効率の向上、管理の省略可、営農の省略可、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工・販売等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とし、取組期間に応じて最長令和6年度まで交付する。

(6) 川場村の基本方針に盛り込む事項

上記のほか、川場村が地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項があると判断する場合には、当該事項を記載する。

(7) 集落協定等の公表

川場村長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表する。また、川場村は、毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況等直接支払いの実施状況を公表する。

(8) 川場村農業委員会の役割

川場村農業委員会は農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努める。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努める。

(9) 川場村農業振興地域整備計画との整合性

川場村農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、川場村農業振興地域整備計画を見直す。

(3) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

- (2) 農業従事者一人当たりの所得が群馬県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。
- (3) 認定農業者に準ずる者とは、例えば、川場村の農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて川場村長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。